

社会福祉法人ひだまり
「笑みの家ひだまり」運営規定
【看護小規模多機能型居宅介護事業】

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ひだまりが設置する笑みの家ひだまり（以下「事業所」という。）において実施する看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、看護小規模多機能型居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の管理者又は看護・介護職員等（以下「職員」という。）が、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 5 看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
 - 6 事業の実施に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 前6項のほか、「米原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成25年米原市条例第3号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 笑みの家ひだまり
- (2) 所在地 滋賀県米原市能登瀬 1322-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている看護小規模多機能型居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 7名以上

介護職員は、登録者の居宅を訪問して看護小規模多機能型居宅介護等を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し看護小規模多機能型居宅介護等を提供する。

- (4) 看護職員 3名以上

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、医師の指示に基づき看護業務全般を行い、関係医療機関との連携を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 年中無休
- (2) 営業時間 : 24時間
- (3) サービス提供時間
 - ア 通いサービス 午前9時から午後4時まで
 - イ 宿泊サービス 午後7時から翌日午前9時まで
 - ウ 訪問サービス 随時

(看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第7条 事業所の登録定員は29名とする。

2 事業所の通いサービスの利用定員は18名とする。

3 事業所の宿泊サービスの利用定員は9名とする。

(看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第8条 看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認め

られるサービスとする。

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成
 - (2) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練、健康チェック、送迎を行う。
 - (3) 宿泊サービス 利用者を事業者に宿泊させ、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練、健康チェック、送迎を行う。
 - (4) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練、生活援助、安否確認、訪問看護を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅型介護計画等を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 3 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、次の点に留意 して行う。
- (1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスを柔軟に組み合わせることとする。
 - (2) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮する。
 - (3) 看護小規模多機能型居宅介護計画等に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
 - (4) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこととする。
 - (5) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(介護計画の作成)

- 第9条 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
- 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
 - 3 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付するものとする。
 - 4 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた

多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（短期利用者居宅介護）

第 10 条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該看護小規模多機能型居宅介護等の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊等を利用し、短期間の看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供することができる。

- 2 短期利用居宅介護は、事業所の登録者数が登録定員に達している場合であっても、宿泊利用者に空きがあれば短期利用居宅介護を提供することができる。
- 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業者の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、計画に従いサービスを提供する。

（利用料等）

第 11 条 看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う看護小規模多機能型居宅介護の送迎や訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

（1）事業所から片道 1 キロメートルごと 50 円

- 3 前項のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金（費用）の支払を受けるものとする。

（1）食事代 朝食 450 円、昼食 700 円、夕食 650 円、おやつ 100 円

（2）宿泊費 1 泊につき 2,000 円とする。ただし、土日・祝祭日・お盆、正月期間は 4,000 円とする。（12/29～1/3）

（3）おむつ代 1 枚 120 円、パット 1 枚 30 円

（4）教養娯楽費 1 回あたり材料費等の実費

（5）複写物の交付 1 枚当たり 30 円

（6）洗濯代 1 回 300 円

（7）前各号に掲げるものの他、看護小規模多機能型居宅介護等において提供される

便宜のうち、利用者に負担していただくことが適当と認められる費用

- 4 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、米原市全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 利用者が看護小規模多機能型居宅介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

- （1）利用者が事業所の設備等を利用する際には、職員の支援のもとで利用すること。
 - （2）利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること。
 - （3）利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。
 - （4）利用者及びその家族は他の利用者及び職員に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならないこと。なお、これらにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を事業所は講じることとする。
- 2 事業者は、事業者の職員、実習生、ボランティア（以下「職員等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

- （1）身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員等が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

- ・包丁（刃物）を向ける
- ・首を絞める
- ・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
- ・ひっかく、つねる

- ・服を引きちぎる
- ・手を払いのける
- ・唾を吐く
- ・物を投げつける

(2) 精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

【例】

- ・無視し続け、サービス提供ができない
- ・奇声、大声を発する
- ・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
- ・職員等にいやがらせをする
- ・気に入っている職員等以外のサービスを拒否する
- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
- ・業務終了後も要望を次々と出される
- ・契約業務以上のサービスを強要する
- ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- ・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
- ・「盗人」と言い続ける
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
- ・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

(3) セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】

- ・必要もなく手や腕を触る
- ・抱きつく
- ・ヌード写真を見せる
- ・あからさまに性的な話をする
- ・卑わいな言動を繰り返す
- ・職員等の衣服等に手を入れる

(4) その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】

- ・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
- ・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
- ・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
- ・職員等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の

自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為)を反復して行うこと(「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により規制されている行為)

・特定の職員等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 職員は、看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

3 事業者は、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害・感染症対策・業務継続計画)

第17条 非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

2 非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。

3 消防計画及び業務継続計画等について定期的に職員に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

(協力医療機関等)

第18条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備え

るため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（苦情処理）

第 19 条 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 20 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（人権擁護・虐待防止）

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- ①人権の擁護・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ②人権の擁護・虐待の防止等のために必要な体制整備
- ③その他人権の擁護・虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 22 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（暴力団排除）

第 23 条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

（地域との連携など）

第 24 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 25 条 看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規定の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

第 26 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1） 採用時研修 採用後 1 か月以内

（2） 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、

従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低２年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ひだまりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年６月１日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年１月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年１２月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年１０月１日から施行する。